

第122回定時株主総会資料
**(電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく書面
交付請求による交付書面に記載しない事項)**

会社役員に関する事項

- (1) 責任限定契約の内容の概要
- (2) 役員等賠償責任保険
契約の内容の概要

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための
体制および当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

2024年6月5日

いすゞ自動車株式会社

会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員（5名）との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および子会社の取締役、監査役および執行役員ならびに一部の関連会社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が業務として行った行為に起因して、保険期間中に第三者から損害賠償請求がなされた場合の損害を当該保険契約により填補することとしております。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 **EY新日本有限責任監査法人**

(2) 会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	188百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	585百万円

- (注) 1. 百万円未満は、切り捨てて表示してあります。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、監査時間および配員計画、従前の事業年度における職務の遂行状況、報酬見積の算出根拠の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 重要な子会社のうち、国内の子会社につきましてはEY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっており、また海外の子会社につきましてはErnst & YoungまたはDeloitte Touche Tohmatsuの監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、保証業務や各種コンサルティング業務等を委託し、報酬を支払っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- ① 監査等委員会は、会計監査人の適格性もしくは独立性を害する事由の発生またはその他の理由により、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると判断した場合は、会計監査人を解任することまたは再任しないことを株主総会に提出する議案の内容として決定するものとします。
- ② 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、会計監査人の適正な職務の遂行に重大な支障が生じたと判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任するものとします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社が会社法および会社法施行規則に基づき取締役会で決議した「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」および取締役会で確認した「運用状況の概要」は、次のとおりであります。

当社は、業務の適正を確保するための体制の構築の基本方針を次のとおりとし、これに基づき体制を整備・維持いたします。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

<決議の内容の概要>

- ・コンプライアンスの徹底を当社の最重要課題と位置付ける。なお、当社における「コンプライアンス」とは、法令遵守はもとより社会の信頼に応える高い倫理観をもって、全役員・従業員一人ひとり行動することとする。
- ・「コンプライアンスに関する基本的な取り組み方針」、「コンプライアンスに関する行動基準」を役員・従業員に周知徹底し、コンプライアンスの実効性を確保する。
- ・社外の有識者を委員として招聘した「コンプライアンス委員会」から、コンプライアンスの推進や体制整備についての客観的な助言・監督・評価を得て、リスクマネジメント部がコンプライアンスに係る事項を管理・推進し、各部門の代表者が出席する「品質・コンプライアンス推進会議」を通じてその活動を全社に展開する。また、監査部が監査を行うことにより、コンプライアンスに係る内部監査機能を確保する。
- ・監査部は、「コンプライアンス」、「リスク管理体制」、「コーポレートガバナンス」等に関連する経営諸活動の状況を、独立的な立場で公正かつ客観的に評価し、改善指示・要望を行うことにより、会社が社会から存在価値を認められ信頼を得ること、および会社の経営目標の達成に資することを目的として内部監査を行う。
- ・取締役会の業務執行監督機能の客観性・中立性・透明性を高めるため、独立した立場の社外取締役を置く。
- ・反社会的勢力や団体との一切の関係を遮断し、不当な要求等を拒否するため、毅然とした態度で対応する。

<運用状況の概要>

- ・社外の有識者を委員として招聘している「コンプライアンス委員会」を開催し、当社のコンプライアンス施策への客観的な助言・監督・評価を得て、改善活動に努めている。
- ・社内でのコンプライアンス活動の実効性を高めるため、役員および従業員にコンプライアンス・ガイドブックを配布し、適宜内容の見直しを行いながら、方針や基準について周知徹底している。
- ・各部門に設置したコンプライアンス推進者をメンバーとする「品質・コンプライアンス推進会議」を定期的で開催し、施策の社内展開を図るとともに、各部門における活動状況の把握を行っている。
- ・コンプライアンスリスク低減活動の一環として、リスクアセスメントの結果を踏まえた重要リスクの特定とその対応策の策定に取り組んでいる。
- ・報告・相談窓口の実効的な運用のため、定期的に報告・相談窓口の再周知を実施するとともに適切に対応している。
- ・社外弁護士事務所に設置した目安箱（ヘルプライン）へ通報された事案に対しても速やかに適切な対応を行っている。
- ・コンプライアンスにかかる従業員向けアンケートを実施し、アンケート結果を基に、コンプライアンス活動の改善、見直しを図っている。
- ・反社会的勢力や団体との関係遮断について、全ての国内法人との間の契約書に、反社会的勢力排除条項を盛り込んでいる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

<決議の内容の概要>

- ・法令および「取締役会規則」その他の社内規則に従い、取締役会議事録その他の取締役の職務執行に関する情報について、情報ごとにこれを保存および管理すべき主管部署を定め、当該主管部署において、これを適切に保存および管理するとともに、秘密情報については、法令および「秘密情報取扱規則」に従い、秘密情報管理統括責任者が、これを適切に管理する。
- ・情報管理および情報セキュリティ管理については、各部門によるセキュリティ対策実施状況をグループCRMOおよび各部門代表者からなる「情報セキュリティ統括会議」が評価することによって適切な情報管理体制を敷き、その状況について適宜取締役会に報告することにより、情報管理を徹底する。
- ・当社と協業パートナーとの信頼関係を損なう事態に至ることを防止することを目的として、協業情報取扱規則を制定した。これにより、協業パートナーの秘密情報が当社から他の協業パートナーを含む外部に漏洩することの防止、または他の協業パートナーとの研究・開発に混入・流用することの防止等を、従業員に徹底する。

<運用状況の概要>

- ・法令および取締役会規則に則り、取締役会議事録を適切に保存および管理している。その他取締役の職務執行に関する情報については、秘密情報取扱規則等の社内規則に従い、主管部署において、これを適切に保存および管理している。
- ・個人情報や秘密情報等を適切に管理するため、情報セキュリティ管理に関し、グループCRMOのもと、情報セキュリティ管理体制および情報セキュリティ関連の社内規則が整備されており、当該体制および規則について役員および従業員への教育を実施している。
- ・各部門は当該規則に基づく部門業務規定の整備、教育および運用の推進を行い、年1回管理状況を確認している。
- ・また、各部門は情報セキュリティに関する施策を実施し、グループCRMOおよび各部門代表者からなる「情報セキュリティ統括会議」で四半期ごとに実施結果を確認している。
- ・複数の協業パートナーとの協業プロジェクトを同時進行するにあたり各協業パートナーから得た秘密情報の混同または漏洩を防ぐため、「協業情報取扱規則」に則り、対象者となった役員および従業員にその順守を徹底させるため、eラーニングによる教育を都度速やかに実施している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

<決議の内容の概要>

- ・「リスク管理規程」に従い、3線防御体制に基づき、第1線である各部門長がリスクオーナーとして業務執行を通じ、グループ企業を含むリスクの予防的取組や顕在化事象への対応を行い、第2線であるグループCRMO・リスクマネジメント部が、グループ全体のリスク管理体制を構築し、第1線によるリスクへの対応を管理・監督する。また、第3線である監査部が部門・グループCRMOから独立した形でリスク管理体制や仕組みの合理性を判断する。
- ・グループCRMOは、代表取締役および取締役会に対して、定期的にリスク管理の状況について報告し、代表取締役または取締役会から指示があった場合には、これに従う。なお、グループCRMOは、自ら必要と判断した場合、代表取締役および取締役会に対して、随時リスク管理の状況について報告する。
- ・グループCRMOは、「リスク管理確認会議」を定期的に主催し、リスクの予防的取組の進捗状況、顕在化したリスクを把握し、対策やリスク認識の不断の見直しを行う。そのリスク管理状況については、取締役会にて定期的に把握・評価し、また、経営に与える影響が大きい危機に際しては、グループCRMOが責任者となり、その危機対応（体制を含む。）を決定・実施し、影響の最小化、企業価値毀損の低減を図る。

<運用状況の概要>

- ・3線防御体制をベースとしたグループCRMOによるリスク管理体制の下、リスク管理規程に基づき、第1線は重点リスクを中心とした「予防的取組」の計画を策定し取組を推進している。
- ・グループCRMOは第2線として定期的に主催するリスク管理確認会議において、インシデントの把握に努めるとともに、第1線による「予防的取組」計画の活動状況の確認を実施している。
- ・第3線である監査部は部門・グループCRMOから独立した形でリスク管理体制や仕組みの合理性を判断している。
- ・経済情勢変動、製品品質管理および労働安全等の重点リスクにおいて直ちに事業運営に大きな影響をあたえるインシデントの発生はなかったものの、今後も継続注視していく。
- ・重要と認識したインシデントについては、グループCRMO指名メンバーによる対応体制を構築し、部署間連携にて情報共有や課題解決を適宜実施している。
- ・経営会議において、リスク管理確認会議の結果を含む当事業年度の全社リスク管理対応実績の情報共有と評価を定期的に実施し、取締役会は、その結果の報告を受けた。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

<決議の内容の概要>

- ・会社法第399条の13第6項および定款第25条の規定により、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任する。取締役会からの委任を受けた取締役は、「決裁基準規則」およびその他の規則に従い、重要な業務執行を決定する。
- ・取締役会は、取締役による業務執行の決定の指針となる経営計画等の経営の基本方針を策定するとともに、取締役がそれに沿った決定をしているかモニタリングする。
- ・取締役の業務執行を適切にサポートする体制として執行役員およびグループCxO（分野別最高責任者）を任命する。

<運用状況の概要>

- ・重要な業務執行の決定を取締役会から取締役に委任するとともに、決裁基準規則およびその他の規則に基づき、経営会議およびその下部会議体に対して適切な権限委譲を行い、業務を効率的に執行した。
- ・取締役の業務執行の状況は、原則毎月1回および必要都度開催される取締役会の場で報告され、取締役会は、取締役が経営の基本方針に沿った意思決定をしていることを確認した。
- ・取締役会により選任された各執行役員および各グループCxOは、取締役会が委任した業務を適切かつ効率的に執行した。

(5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

<決議の内容の概要>

- ・当社および当社グループは、社会からその存在価値を認められ、信頼を得るため、経営理念体系として「ISUZU ID」を掲げるとともに、「コンプライアンスに関するグループ行動基準」を策定し、当社グループの全役員・従業員がこれらを踏まえた行動をとるよう適切に対応する。
- ・当社グループ各社に対し、当該各社に応じた適切なコンプライアンス体制の整備とコンプライアンスの徹底を要請するとともに適切なリスク管理体制の整備やリスク対応を要請する。
- ・「グループ企業管理規程」および「グループ企業管理細則」を制定し、当社グループの業務の適正を確保する体制の強化に対応する。
- ・当社経営幹部による、当社グループ各社の経営幹部に対する当該各社の経営状況のモニタリングを継続的に実施するとともに、当該各社のコンプライアンスの状況、リスク管理状況および業務の効率性を確保する体制についても報告を受け、改善すべき点があると認められた場合には、改善を要請する。
- ・グループ企業の内部監査は、当社内部監査規程を準用して実施し、また、事業管理を担当するグループ企業事業管理管轄部署に対して必要な通知、依頼および報告を行う。ただし、監査機能が設置されているグループ企業については、内部監査結果に依拠する。
- ・金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための体制を敷く。

<運用状況の概要>

- ・経営理念体系「ISUZU ID」および「コンプライアンスに関する基本的な取り組み方針」ならびに「コンプライアンスに関するグループ行動基準」を当社および当社グループ企業が遵守するように徹底を図っている。
- ・グループ企業に対するコンプライアンス推進活動として、国内グループ企業各社のコンプライアンス担当者をメンバーとしたグループ企業コンプライアンス推進会議を原則毎月開催し、グループ企業各社のコンプライアンス体制の整備を推進するとともに、グループ全体での活動レベルの均一化を図るため、各社間での情報交換による活動内容の共有化を行い、グループ全体のコンプライアンスのレベルアップを行った。
- ・当社および当社グループにおける労働安全の推進のため、取締役社長COOを首座とする安全推進特別委員会を設置し、安全推進活動に関わる指針・方針設定、浸透策および啓発策等の設定を行った。
- ・グループ企業に対するリスク管理活動として、リスク管理体制整備やリスクマネジメントプロセスの実行を推進し、グループ全体のリスク管理のレベルアップを行っている。
- ・グループ各社の経営状況について、当社経営幹部による各社の経営幹部に対する年次ヒアリングを各社毎に年1回実施し、合わせて当該各社のコンプライアンスの状況、リスク管理の状況および業務の効率性を確保する体制についても報告を受けた。
- ・財務報告に係る内部統制の有効性について、金融庁の実施基準に基づく全社的な内部統制および業務プロセス統制の整備および運用状況の評価を実施しており、当該評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務状況に係る内部統制は有効であると判断した。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

<決議の内容の概要>

- ・ 監査等委員会からの要請に従い、当社の社内組織として「監査等委員会グループ」を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配属する。

<運用状況の概要>

- ・ 監査等委員会グループを設置し、複数の補助使用人を配属している。業務の内容は監査の実効性確保を目的とした監査等委員会の職務の補助であり、監査等委員会監査に係る庶務事項ならびに監査等委員会および経営監査会議の事務局業務等も行っている。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

<決議の内容の概要>

- ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性を確保するために、当該使用人を監査等委員会の指揮命令下に置くとともに、その人事異動、人事考課および賞罰について監査等委員会の事前同意を得る。

<運用状況の概要>

- ・ 監査等委員会補助使用人規則を制定し、監査等委員会グループ所属員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性の確保を定めている。
- ・ 監査等委員会グループ専任の所属員の配属、異動および人事考課について、事前に監査等委員会の意見を聴取し、監査等委員会の同意を得て実施している。

(8) 当社およびその子会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制

<決議の内容の概要>

- ・ 監査等委員会に対し、当社および当社グループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および執行役員その他これらに相当する者ならびに従業員が、適宜、当社および当社グループ各社の業務執行の状況および経営状況その他監査等委員会と協議して定める事項を報告するとともに、監査等委員会の求めに応じて、随時、必要かつ十分な情報を監査等委員会に開示し、または報告する体制を敷く。
- ・ 当社の監査等委員会および当社グループ各社の監査役が相互に連携して当社グループ全体の監査の充実・強化を図ることを目的として定期的に開催する連絡会に対し、適宜協力を行う。

<運用状況の概要>

- ・ 監査等委員会で定めた当事業年度監査計画および監査等委員会監査の実効性確保に関わる要望事項は、取締役会に報告され、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し監査等委員会監査への理解と協力が要請された。このなかで、常勤の監査等委員は経営会議等重要な会議へ必要に応じて出席することとし、また、監査等委員会への報告等に関する体制として、監査等委員会との協議により定めた定例的または臨時的に報告すべき事項や、内容の定期聴取や閲覧を求める会議議事録、資料等が具体的に提示され、これらの事項は監査等委員会の日常監査において円滑に実施された。
- ・ 監査等委員会から説明や報告の要求があれば応じるように、取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に周知しており、必要に応じて監査等委員会に速やかに説明や報告を行った。
- ・ 特定の国内グループ企業の常勤監査役と当社の常勤監査等委員をメンバーとするいすゞグループ常勤監査役連絡会を定期的に開催し、当社グループにおける監査等委員会監査および監査役監査の進め方に関する共有化および情報交換が行われた。

(9) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

<決議の内容の概要>

- ・前項に基づき監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および当社グループ各社の役員・従業員に周知徹底する。

<運用状況の概要>

- ・監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことの禁止を周知徹底しており、当該理由で不利な取扱いを行った事例は確認されていない。

(10) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

<決議の内容の概要>

- ・監査等委員である取締役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払、償還または債務の弁済の請求等をしたときは、法令に基づいて、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ・監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、適切な予算を確保する。

<運用状況の概要>

- ・監査等委員である取締役の職務の執行に関して生ずる費用について、発生後円滑に支払った。
- ・あらかじめ計上された予算を緊急または臨時に超える場合、監査等委員である取締役がこれを会社に請求することが出来る体制が整えられている。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

<決議の内容の概要>

- ・監査部のレポートライン（報告経路）について、取締役社長COOへのレポートラインに加え、監査等委員会にも直接のレポートラインを確保する。
- ・監査部長および指揮命令系統において監査部長の上位に属する役職者の人事異動について監査等委員会の事前同意を得る。
- ・監査等委員である取締役が経営会議へ出席する機会を確保する。
- ・その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するために、今後とも監査等委員会と継続的に協議するとともに、当該協議を通じて監査等委員会から要請された事項については、これを実現するために必要な措置を講ずるよう努める。

<運用状況の概要>

- ・監査部は、「内部統制システム」の基本方針に則り、活動状況を適切に取締役社長COOおよび監査等委員会に報告している。
- ・監査等委員会は、監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するために、取締役会長CEOおよび取締役社長COOと定期的に会合し、監査実施状況の報告、経営方針および経営課題等の聴取等を行い、取締役（監査等委員である取締役を除く）から職務執行状況を聴取し、監査等委員会の立場から積極的に意見を述べている。
- ・内部統制の監査に係る三者連絡会（監査等委員会、会計監査人、監査部）を定期的に開催し、それぞれの監査計画とその実施状況について、情報と意見交換を行ったほか、内部監査結果や会計監査結果等について適宜報告を受けるなど、連携を強化している。

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	40,644	42,048	1,021,771	△3,234	1,101,230
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△66,857		△66,857
親会社株主に帰属する当期純利益			176,442		176,442
連結子会社の決算 期変更に伴う増減			855		855
自己株式の取得				△50,013	△50,013
自己株式の処分				115	115
非支配株主との取引 による資本剰余金の 増減		1,255			1,255
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	1,255	110,440	△49,898	61,797
当期末残高	40,644	43,304	1,132,211	△53,133	1,163,027

	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	42,530	204	83,952	79,190	1,398	207,276	201,725	1,510,232
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△66,857
親会社株主に帰属 する当期純利益								176,442
連結子会社の決算 期変更に伴う増減								855
自己株式の取得								△50,013
自己株式の処分								115
非支配株主との取引 による資本剰余金の 増減								1,255
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	40,116	△265	—	44,640	5,900	90,391	△3,392	86,999
連結会計年度中の変動額合計	40,116	△265	—	44,640	5,900	90,391	△3,392	148,796
当期末残高	82,646	△60	83,952	123,830	7,299	297,668	198,333	1,659,029

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示してあります。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|------------------|---|
| (1) 連結子会社の数 | 97社 |
| (2) 主要な連結子会社の名称 | いすゞ自動車販売(株)
いすゞ自動車近畿(株)
いすゞ自動車首都圏(株)
UDトラックス(株)
いすゞ モーターズ アメリカ エルエルシー
泰国いすゞ自動車(株) |
| (3) 連結の範囲の変更 | ①いすゞルスは、当社が保有する全株式の譲渡契約の締結により、連結の範囲から除外しています。
②いすゞ特装開発株式会社は清算終了により、連結の範囲から除外しています。
③いすゞグローバルサービスシステムズ エルエルシーは、新規設立のため連結の範囲に含めています。 |
| (4) 主要な非連結子会社の名称 | いすゞモーター北海道(株) |
| (5) 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は、いずれも小規模であり、また、総資産・売上高ならびに当期純損益・利益剰余金(持分相当額)等の合計額が連結会社の総資産・売上高ならびに当期純損益・利益剰余金(持分相当額)等に占める割合はいずれも僅少であり、連結計算書類に重要な影響を与えないため連結の範囲から除外しています。 |

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|---------------------------------|--|
| (1) 持分法適用会社の数 | 50社 |
| (2) 主要な持分法適用会社の名称 | 非連結子会社
いすゞ保険サービス(株)
関連会社
ジェイ・バス(株) |
| (3) 持分法の適用範囲の変更 | ①連結子会社であったいすゞルスの株式譲渡契約の締結に伴い、同社が持分法適用の関連会社としていた、いすゞソラーズエルエルシーを持分法適用の範囲から除外しています。
②岩手自動車塗装株式会社は全株式を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しています。 |
| (4) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称 | 非連結子会社
いすゞモーター北海道(株) |

関連会社
(5) 持分法を適用しない理由

鈴木運輸(株)
上記の非連結子会社及び関連会社については、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性が乏しいため、持分法適用の範囲から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外子会社12社の決算日は、主として12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。また、国内子会社31社、在外子会社54社の決算日は連結決算日と一致しています。

なお、連結子会社のうち決算日が12月31日であった、いすゞベトナムカンパニーリミテッド、いすゞモーターズヨーロッパN.V.及びいすゞイーストアフリカリミテッドは同日現在の計算書類を利用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について必要な調整を行っていましたが、当連結会計年度より決算日を3月31日に変更しています。

これに伴い、当連結会計年度は2023年4月1日から2024年3月31日までの12か月間を連結しています。

なお、当該連結子会社の2023年1月1日から2023年3月31日までの損益については、利益剰余金の増減として調整しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①連結計算書類作成会社 総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

②連結子会社 主として、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

(リース資産を除く)

主として、定額法。一部、定率法によっています。

②無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法。なお、無形固定資産に含まれる「ソフトウェア」の減価償却方法は、社内における利用可能期間（5年～15年）に基づく定額法によっています。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しています。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としています。

(5) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。また在外連結子会社は、個別判定で計上しています。なお、連結会社相互の債権・債務を相殺消去したことに伴う貸倒引当金の調整計算を実施しています。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるための引当であり、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

③役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるための引当であり、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

④製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する費用の支出に充てるための引当であり、保証書の約定に従い、過去の実績を基礎にして計上しています。

⑤メンテナンス引当金

リース契約等に基づき、リース期間中に発生が見込まれるリース車両整備費用等のメンテナンス原価の支出に備えるため、発生見込総額のうち既経過リース期間に対応する額を計上しています。

⑥役員株式給付引当金

取締役等への当社株式の給付に充てるための引当であり、当連結会計年度に負担すべき給付見込額を計上しています。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めています。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

- a. 為替予約及び通貨オプション
振当処理（要件を満たしていないものを除く）
- b. 金利スワップ、金利オプション
繰延ヘッジ処理または金融商品に関する会計基準に定める特例処理

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段
金利スワップ、金利オプション、為替予約取引、通貨オプション
- b. ヘッジ対象
外貨建債権債務、借入金

③ヘッジ方針

当社は、将来の市場価格の変動に対するリスクヘッジとしてデリバティブ取引を導入しており、外貨建債権債務、借入金の範囲で利用しています。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しています。

⑤その他

当社内にはデリバティブ取引に関する内規があり、内規には取引の目的、内容、保有限度、報告体制等を定めており、これに基づいて取引及びリスク管理を行っています。

(8) 重要な収益及び費用の計上基準

①ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

②収益及び費用の計上基準

当社グループは、国内外において、大型トラック・バス（以下「大型・中型CV」）、小型トラック（以下「小型CV」）、ピックアップトラック及びその派生車（以下「LCV」）のほか、産業用エンジン、トランスミッション及び駆動系のコンポーネントを中心としたパワートレイン、部品の販売、整備・サービス及び中古車の販売等（以下「その他」）を主要な事業としています。

国内向けの大型・中型CV、小型CV、産業用エンジン、コンポーネント及び部品等の販売については、顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足される、主に引渡時等に収益を認識しています。

海外向けの大型・中型CV、小型CV、LCV、産業用エンジン、コンポーネント及び部品等の販売については、顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足される、製品を船積みした時点等に収益を認識しています。

整備・サービス及び中古車の販売等については、サービス提供が完了した時点又は顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足される、引渡時等で収益を認識しています。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を見積もり、原則としてその計上後20年以内の期間で定額法により償却を行っています。

(10) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法または定率法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 市場措置（リコール等）に関連する債務

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	連結貸借対照表計上額
市場措置（リコール等）に関連する未払費用	14,308百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、国内外の各工場で世界的に認められている厳格な品質管理基準に従って各種の製品を製造しています。品質の維持及び改善のため、当社グループは「品証・CS委員会」を通じて、不具合情報の早期発見と共有、品質向上のための全社横断的検討、全社的な品質マネジメントの運用状況の監視を実施しています。

当社グループでは、製品のリコール等が発生した際にその費用の支出に充てるために、未払費用を計上しています。

当該未払費用は、リコール等となる見積り対象台数に台当たり市場措置額を乗じることで算出しています。

リコール等に関連する債務の算出に用いた主要な仮定は、個別案件ごとの見積り対象台数、台当たり市場措置額です。

見積り対象台数は、主務官庁への届出等に基づく台数に個別の無償補修作業の実施率を考慮すること等によって算出をしています。台当たり市場措置額は、主務官庁への届出等に基づく個別の無償補修作業に必要となる部品代、作業工数等を見積ることによって算出しています。

これらについて、当社グループは個々のリコール等に対する実際の費用の発生状況を精査することによって継続的に見直しています。

当社グループは、リコール等に関連する債務について妥当な算定ができており、これまでの実際の結果と算定額に重要な乖離はありません。

しかしながら、リコール等に関連する債務の見積りにあたっては、主要な仮定の見積りにおいて不確実性が存在することから、実際のリコール等の費用が見積りの金額から乖離した場合等においては、見積り額の修正が必要となる可能性があります。

また、万が一大幅なリコール等を新たに実施する場合には、当社グループの業績及び財政状態に大きな悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 有形固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

資産グループ	勘定科目	連結貸借対照表計上額
中国に拠点を置く製造子会社	有形固定資産	4,111百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

新興国における物流需要及び商用車市場の拡大を見込み、当社グループは一部の新興国市場を重点地域と定め、拡販活動を進めています。

当該新興国市場向けのC V・L C V等製造のために海外子会社が取得した有形固定資産は、連結貸借対照表上、主に建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地として計上しています。

当社グループは、資産グループを事業用資産、遊休資産及び賃貸用資産に区分し、遊休資産及び賃貸用資産については、個々の物件ごとにグルーピングしています。

当該事業用資産及び賃貸用資産について、市場価格の下落、収益性の低下等により減損の兆候を把握した場合には、個別に回収可能性を検討しています。

当連結会計年度において、中国に拠点を置く製造子会社の有形固定資産について3,984百万円の減損処理を行っています。

有形固定資産の回収可能価額の決定にあたっては、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額としています。

使用価値の算定にあたっては、当該製造・販売子会社の経営者によって承認された事業計画を基礎として、資産グループから生じる将来キャッシュ・フローを見積り、これを現在価値に割引いています。将来キャッシュ・フローの算定に重要な影響を与える仮定は、主に将来の販売見通しです。また、使用価値の算定に重要な影響を与える仮定は割引率です。将来の販売見通しは、当社グループの過去の実績や外部情報機関による予測データを参考に、関係する市場動向や現時点で入手可能な情報に基づく経営環境の変化等を考慮しています。割引率は、W A C C（加重平均資本コスト）を使用しています。

正味売却価額の算定にあたっては、資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して行っています。その時価は、第三者による鑑定評価額に基づき、原則として観察可能な市場価格に基づく価額としていますが、市場価格が観察できない場合には、陳腐化を加味したコスト・アプローチによって算定された価額など資産の特性等にしがたって合理的に算定された価額としています。

自動車の需要は経済状況の影響を強く受けるため、景気後退及びそれに伴う将来の販売見通しの悪化により将来の投資先の業績不振等が発生した場合、減損損失の追加計上が必要となる可能性があります。

各新興国市場の経済状況について、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積り及び仮定に重要な影響を及ぼし、当該新興国市場向けのC V・L C V等製造のために子会社が取得した有形固定資産について減損をもたらすリスクがあります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,391,998百万円

2. 事業用土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年3月31日 法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行っています。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、57,981百万円です。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における種類ごとの発行済株式の総数
普通株式

777,442,069株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	33,428	43円00銭	2023年 3月31日	2023年 6月29日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	33,428	43円00銭	2023年 9月30日	2023年 11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	36,790	49円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社では、資金運用については預金の一部に限定し、また、資金調達については、主に銀行から借入及び、社債の発行を行っています。受取手形、売掛金及び契約資産にかかる顧客の信用リスクに関しては、当社の経理規程に従い、常に取引先に対する債権残高に注意をしています。投資有価証券は主に資本関係を有する企業の株式であり、当社の有価証券に関する規程に従い、時価を管理しています。デリバティブは、将来の市場価格の変動に対するリスクを回避するために、外貨建債権債務及び借入金の範囲で利用しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれていません。（（注）参照）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※2)	時価 (※2)	差額
(1) リース債権及び リース投資資産	223,370	222,270	(1,100)
(2) 投資有価証券 (※3)	215,965	225,079	9,114
(3) 社債	(80,000)	(79,314)	686
(4) 長期借入金 (※4)	(372,657)	(370,482)	2,175
(5) デリバティブ取引 (※5)	(1,156)	(1,156)	—

(※1)「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」及び「未払費用」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しています。

(※2)負債に計上されているものについては、()で示しています。

(※3)投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものです。

(※4)長期借入金については、1年内返済予定の長期借入金も含めて示しています。

(※5)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

(注)市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券」には含めていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	8,938
非連結子会社及び関連会社	58,602
投資事業有限責任組合	75

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定された時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	193,267	－	1,007	194,274
資産計	193,267	－	1,007	194,274
デリバティブ取引				
通貨関連	－	(1,156)	－	(1,156)
負債計	－	(1,156)	－	(1,156)

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債権及びリース投資資産	－	－	222,270	222,270
投資有価証券	30,803	－	－	30,803
資産計	30,803	－	222,270	253,073
社債	－	(79,314)	－	(79,314)
長期借入金	－	(370,482)	－	(370,482)
負債計	－	(449,796)	－	(449,796)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

リース債権及びリース投資資産

一定の期間ごとに区分した債権を、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値によって算定しており、レベル3の時価に分類しています。

投資有価証券

上場株式の時価については、活発な市場における相場価格に基づき算定しており、レベル1の時価に分類しています。また、非上場株式の時価については、純資産価値に基づく評価技法等により算定しており、レベル3の時価に分類しています。

社債

相場価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

賃貸等不動産に関する注記

金額的重要性がないため省略しています。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(表示方法の変更)

従来、顧客との契約から生じる収益の分解情報については、「大型・中型車」「小型車他」「海外生産用部品」「エンジン・コンポーネント」「その他」に区分して表示していましたが、当連結会計年度より、収益認識の分解情報をより明瞭な表示とするため、「大型・中型CV」「小型CV」「LCV」「産業用エンジン」「その他」の区分に変更して表示しています。

なお、当連結会計期間の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	大型・中型 CV	小型CV	LCV	産業用エン ジン	その他	合計
国内	389,900	133,830	-	64,840	402,567	991,138
海外	416,237	594,800	995,310	49,720	221,066	2,277,134
顧客との契約から認識した収益	806,137	728,630	995,310	114,561	623,633	3,268,272
その他の源泉から認識した収益						118,404
合計						3,386,676

- (注) 1. 「CV」及び「LCV」はそれぞれ「商用車（トラック及びバス）」並びに「ピックアップトラック及び派生車」を示しています。
2. 「海外生産用部品」を「大型・中型CV」「小型CV」「LCV」に組み替えています。
3. 「エンジン・コンポーネント」を「産業用エンジン」に名称を変更し、「エンジン・コンポーネント」に含まれていたコンポーネントを「その他」に組み替えています。
4. その他には部品の販売、整備・サービス、中古車の販売及びコンポーネント等が含まれています。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、大型・中型CV、小型CV、LCVを中心としたCV・LCV及び産業用エンジン等を販売しており、国内、海外の販売会社及び需要者を顧客としています。

産業用エンジンは、国内及び海外の産業機械メーカーを顧客としています。

当社グループは、販売手数料等の顧客に支払われる対価の一部について、取引価格から減額しています。

製品の販売及びサービスの提供に係る対価は、製品に対する支配が顧客に移転してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでいません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期首残高及び期末残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (2023年4月1日)	当連結会計年度末 (2024年3月31日)
顧客との契約から生じた債権 (注)1	375,170	396,285
契約資産 (注)1	674	-
契約負債 (注)2	10,514	12,378

(注) 1 連結貸借対照表の受取手形、売掛金及び契約資産に含まれています。なお、貸倒引当金控除前の金額です。

(注) 2 連結貸借対照表のその他(流動負債)に含まれています。

契約負債は主に、製品の引渡前に当社グループが顧客から受け取った対価であり、当社グループが履行義務を充足した時点で収益に振り替えられます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、5,674百万円です。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における未充足の履行義務に配分された取引価格の総額及び収益の認識が見込まれている期間別の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2024年3月31日)
1年以内	113,143
1年超	52,426
合計	165,569

上記の表には、実務上の便法を適用し、当初の予想期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は含めていません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,951円02銭
1 株当たり当期純利益	229円92銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

子会社株式売却損

当社は、2023年6月にロシアの自動車メーカー、Sollers Public Joint Stock Companyとの間で当社の連結子会社であったイヌマルスの全株式を譲渡する契約を締結しました。

これにより、子会社株式売却損として2,216百万円を特別損失に計上しています。

子会社関連損失

当社グループは、中国に拠点を置くエンジン製造子会社を1社所有しています。

当連結会計年度より、当該子会社が製造する新型エンジンの市場本格投入を計画して参りましたが、新型コロナウイルス感染症に端を発した市況の停滞や法規改正に伴い、市場投入を予定していた新型エンジンの需要が減少したため、今後の新型エンジン販売計画の見直しを行うこととなりました。

その結果、新たに導入したエンジン製造設備について、将来の稼働計画が見通せない状況となったことから、当該子会社が関連取引先に対して将来支払う義務を負っている設備の導入費用4,079百万円を子会社関連損失として特別損失に計上しています。

自己株式の取得及び消却

当社は、2023年11月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。また、上記取締役会決議に基づき、自己株式の取得及び消却を下記の通り実施いたしました。

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

株主還元強化及び資本効率の向上を目的として自己株式の取得と消却を行うものです。

2. 取得に係る事項の内容

- ① 取得対象株式の種類 : 普通株式
- ② 取得し得る株式の総数 : 35,000,000株（上限）
- ③ 株式の取得価額の総額 : 50,000,000,000円（上限）
- ④ 取得期間 : 2023年11月13日～2024年3月31日
- ⑤ 取得方法 : 東京証券取引所における市場買付
 - (ア) 自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け
 - (イ) 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け

3. 取得結果

- ① 取得対象株式の種類 : 普通株式
- ② 取得した株式の総数 : 26,568,600株
- ③ 株式の取得価額の総額 : 49,999,988,700円
- ④ 取得期間 : 2023年11月13日～2024年2月20日
- ⑤ 取得方法 : 東京証券取引所における市場買付

4. 消却に係る事項の内容

- ① 消却対象株式の種類 : 普通株式
- ② 消却した株式の総数 : 26,568,600株
(消却前発行済株式総数に対する割合 3.4%)
- ③ 消却日 : 2024年4月26日
- ④ 消却後の発行済株式総数 : 750,873,469株

子会社株式の譲渡

当社は、2023年11月10日開催の取締役会及び経営会議において、スパークス・グループ株式会社（以下「スパークス」）が無限責任組合員をつとめる日本モノづくり未来投資事業有限責任組合（以下「日本モノづくり未来ファンド」）が発行済株式の全てを所有するARTS-1株式会社（以下「公開買付者」）及び当社の連結子会社である株式会社IJTT（以下「IJTT」）との間で、公開買付者によるIJTTの完全子会社化取引等（以下「本取引」）について、次の各契約を承認する決議をし、締結しました。

1. 当社は、公開買付者との間で、当社が保有するIJTT株式の全てについて、公開買付者によるIJTTに対する公開買付け（以下「本公開買付け」）に応募しないこと。
2. 当社は、公開買付者及びIJTTとの間で、本公開買付けが成立したことを条件に、IJTTが、IJTTの株主を当社及び公開買付者のみとするための普通株式の株式併合及び自己株式取得（以下「本自己株式取得」）を実施すること。
3. 並びに、当社が本自己株式取得に応じ、当社が所有する全てのIJTTの普通株式の譲渡（以下「本株式譲渡」）を通じた本取引を行うこと、及び、当社が本自己株式取得後に公開買付者に対する再出資（再出資後の当社の議決権所有割合は33.3%）（以下「本再出資」）を行うこと。
4. 当社は、日本モノづくり未来ファンドとの間で、再出資後の公開買付者及びIJTTの運営に関して株主間契約を締結すること。

本公開買付けは、2023年11月13日より実施され、2024年1月15日をもって終了しています。その結果を踏まえ、上記2. につきまして、2024年2月5日付で、当社は、公開買付者及びIJTTとの間で、IJTTが、IJTTの株主を当社のみとするための普通株式の株式併合（以下「本株式併合」）を実施すること、その後、IJTTの株主を当社及び公開買付者のみとするための必要な措置を実施すべく最大限努力すること等を内容とする三者間契約変更合意書を締結しています。

その後2024年3月27日付で本株式併合の効力が発生し、2024年4月26日に本株式譲渡及び本再出資が実施され、IJTTは当社の連結子会社に該当しないこととなりました。

当社は本株式譲渡に伴って認識する損失約60億円を、翌連結会計年度の連結損益計算書上、子会社株式売却損として計上する予定です。

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	40,644	49,855	49,855	658,080	658,080	△3,202	745,378
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△66,857	△66,857		△66,857
当期純利益				152,383	152,383		152,383
自己株式の取得						△50,012	△50,012
自己株式の処分						115	115
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	85,526	85,526	△49,897	35,628
当期末残高	40,644	49,855	49,855	743,606	743,606	△53,099	781,006

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	41,507	204	83,952	125,664	871,042
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△66,857
当期純利益					152,383
自己株式の取得					△50,012
自己株式の処分					115
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	39,401	△265	—	39,136	39,136
事業年度中の変動額合計	39,401	△265	—	39,136	74,764
当期末残高	80,909	△60	83,952	164,800	945,807

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示してあります。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法（一部について評価減を行っています）
 - (2) その他有価証券
 - ①市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ②市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
（リース資産を除く） 定額法。なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却しています。
 - (2) 無形固定資産
（リース資産を除く） 定額法。なお、無形固定資産に含まれる「ソフトウェア」の減価償却方法は、社内における利用可能期間（5～15年間）に基づく定額法によっています。
 - (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しています。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としています。
5. 重要な引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
 - (2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるための引当であり、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
 - (3) 役員賞与引当金 役員の賞与支給に充てるための引当であり、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

- (4) 製品保証引当金 製品のアフターサービスに対する費用の支出に充てるための引当であり、保証書の約定に従い、過去の実績を基礎にして計上しています。
- (5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。
- (6) 役員株式給付引当金 取締役等への当社株式の給付に充てるための引当であり、当事業年度に負担すべき給付見込額を計上しています。
6. 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
外貨建債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
7. 重要なヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法
- a. 為替予約及び通貨オプション
振当処理（要件を満たしていないものを除く）
- b. 金利スワップ、金利オプション
繰延ヘッジ処理または金融商品に関する会計基準に定める特例処理
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
- a. ヘッジ手段
金利スワップ、金利オプション、為替予約取引、通貨オプション
- b. ヘッジ対象
外貨建債権債務、借入金
- (3) ヘッジ方針
当社は、将来の市場価格の変動に対するリスクヘッジとしてデリバティブ取引を導入しており、外貨建債権債務、借入金の範囲で利用しています。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しています。

(5) その他

当社内にはデリバティブ取引に関する内規があり、内規には取引の目的、内容、保有限度、報告体制等を定めており、これに基づいて取引及びリスク管理を行っています。

8. 収益及び費用の計上基準

当社は国内外において、大型トラック・バス（以下「大型・中型CV」）、小型トラック（以下「小型CV」）といったCVのほか、産業用エンジン、トランスミッション及び駆動系のコンポーネントを中心としたパワートレイン（以下「エンジン・コンポーネント」）、部品の販売を主要な事業としています。

国内向けの大型・中型CV、小型CV、産業用エンジン・コンポーネント及び部品等の販売については、顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足される、引渡時等に収益を認識しています。

海外向けの大型・中型CV、小型CV、産業用エンジン・コンポーネント及び部品等の販売については、顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足される、製品を船積みした時点等に収益を認識しています。

9. 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用として処理する方法を採用しています。

10. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

11. 会計上の見積りに関する注記

(1) 市場措置（リコール等）に関連する債務

①当事業年度の計算書類に計上した金額

	貸借対照表計上額
市場措置（リコール等）に関連する未払費用	8,553百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、「連結注記表 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 5. 会計上の見積りに関する注記 (1)市場措置（リコール等）に関連する債務」の内容と同一のため、注記を省略しています。

(2) 関係会社株式等の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

投資先	貸借対照表計上額
中国に拠点を置く製造子会社の出資金	14,731百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は新興国を含む多様な国に事業投資を行っています。関係会社株式等について、発行会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく低下し、かつ回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合は、関係会社株式等に対する減損処理を行い、実質価額をもって貸借対照表価額としています。

関係会社株式等の実質価額は、原則として一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成された発行会社の直近の計算書類にその後の状況で財政状態に重要な影響を及ぼす事項を加えたものを基礎に、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じることにより算定しています。

関係会社株式等について、実質価額が著しく低下したときとは、実質価額が取得価額に比べて50%程度以上低下した場合としています。

回復可能性の判定が必要な場合は、事業計画等による回復可能性の判定を行います。回復可能性の判定に用いる事業計画の見積りに重要な影響を与える仮定は、主に将来の販売見通しです。これらについて、当社は入手可能な最新の情報を基に継続的に見直しています。

回復可能性の判定を行った結果、実質価額が著しく低下し、かつ回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない関係会社株式等については、取得価額を実質価額まで減額します。

当事業年度において、実質価額が著しく低下し、かつ回復可能性の判定が必要な重要な関係会社株式等はありません。

自動車の需要は経済状況の影響を強く受けるため、景気後退及びそれに伴う将来の販売見通しの悪化により将来の投資先の業績不振等が発生した場合、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	562,830百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	347,749百万円
長期金銭債権	176,426百万円
短期金銭債務	106,172百万円
長期金銭債務	208百万円

3. 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年3月31日 法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行っています。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、57,981百万円です。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	980,801百万円
仕入高	433,146百万円
販売費及び一般管理費	66,612百万円
営業取引以外の取引高	131,543百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類と数

普通株式	28,712,195株
------	-------------

（注）自己株式数には、取締役等を受益者とする信託が保有する2,105,344株を含めています。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払費用見積計上	6,432百万円
製品保証引当金	3,122百万円
賞与引当金	3,256百万円
未払事業税	409百万円
棚卸資産評価減	1,256百万円
退職給付引当金	13,856百万円
投資評価減	13,657百万円
資産除去債務	1,061百万円
その他	10,137百万円
評価性引当額	△17,824百万円
繰延税金資産合計	35,362百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	34,867百万円
資産除去債務に対応する除去費用	634百万円
受取配当金	635百万円
繰延税金負債合計	36,136百万円
繰延税金負債の純額	774百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
評価性引当額の増減等	0.2%
外国源泉税額	3.9%
受取配当益金不算入	△26.1%
税額控除	△6.6%
その他	1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.2%

関連当事者との取引に関する注記

子会社

会社等の名称	議決権等の 所有・ 被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
いすゞ自動車販売(株)	直接 100.0%	製品の販売 資金の貸付	車両・部品の販売 (注1)	483,891	売 掛 金	97,384
			資金の貸付 (注2)	368,331	短期貸付金	51,965
			資金の回収	352,583		
			資金の貸付 (注2)	12,536	長期貸付金	68,536
UDトラックス(株)	直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	173,428	短期貸付金	72,643
			資金の回収	167,583		
			資金の回収	10,000	長期貸付金 (注3)	115,300
(株)IJTT	直接 100.0%	エンジン/駆動関係の鍛造 部品・鋳造部品の購入	原材料の購入 (注1)	133,453	買 掛 金	18,815
いすゞオーストラ リアリミテッド	直接 100.0%	製品の販売	車両・部品の販売 (注1)	77,572	売 掛 金	17,398
いすゞノースアメリカコーポ レーション	直接 100.0%	製品の販売	車両・部品の販売 (注1)	145,758	売 掛 金	9,530

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 価格その他の取引条件は、市場価格等を十分に勘案し、交渉の上で決定しています。

(注 2) 資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しています。また短期貸付金の一部については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引です。

(注 3) 長期貸付金については、1年内回収予定の長期貸付金を含めています。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表【収益認識に関する注記】」に同一の内容を記載していますので注記を省略しています。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,263円22銭

1 株当たり当期純利益 198円56銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

以 上